

# 道路種別の確認方法が変わります！

平成31年3月1日より、建築基準法上の道路種別の確認方法が変わります！  
**平成31年3月1日以降に三八地域県民局**において建築基準法の道路種別の確認をされる場合は、下記の流れに沿ってご相談願います。

## 道路種別の確認の流れ

### 1. ホームページにて道路種別を確認

建築基準法上の「**道路種別図**」を青森県庁建築住宅課HPにて公開していますので確認してください。

### 2. 個別に問い合わせ

1. の「**道路種別図**」で道路種別図が判別できない場合や、「候補」となっている場合は以下に沿って個別に問い合わせください。

#### (1) 相談方法について

##### 方法1

(2) の①～⑤の「必要書類」をあらかじめ用意し、三八地域県民局地域整備部建築指導課の窓口へ持参

##### 方法2

三八地域県民局地域整備部建築指導課に電話(TEL0178-27-5157)の上、下記(2)①～⑤の「必要書類」を郵送

※1 **メールによる相談不可**

※2 「必要書類」は、**メール及びFAX送信は不可**(PDF及びFAXの場合、公図の縮尺が変更される恐れがあるため)

#### (2) 必要書類について

- ① 「建築基準法第42条の道路相談事前調査シート」：  
三八地域県民局のホームページよりダウンロード可能。
- ② 案内図：対象となる道路や敷地の位置が分かる図(住宅地図など)
- ③ 公図：コピー可。ただし、縮尺の変更は不可。
- ④ 登記事項証明書：道の部分に関する登記事項証明書  
(相談の対象である道に地番がついている場合)。コピー可。
- ⑤ 現況写真：道路の現況のわかる写真。印刷したもの。

#### (3) 事前調査について

- ① 都市計画区域内かどうか各市町村へ問い合わせください。
- ② 法務局にて公図を取得し、自身で公図幅を計測してください。  
現況幅は必ず現地を確認し、実測幅を計測してください。
- ③ 市町村道かそれぞれの道路管理者に問い合わせください。
- ④ 都市計画法、土地区画整理法、旧住宅地造成事業に関する法律、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によってできた道路か各開発許可等担当者へ問い合わせください。

#### (4) 調査にかかる日数について

お問い合わせの状況や必要に応じて現地を調査するため、調査日数は原則1～2週間程度の時間をいただいております。